

○奈良県警察有線通信運用規程

(昭和52年12月 5 日本部訓令第14号)

[沿革] 昭和58年 9 月本部訓令第13号、59年12月第11号、60年10月第 9 号、62年 3 月第 8 号、平成 4 年 5 月第15号、6 年11月第19号、7 年12月第32号、9 年 8 月第12号、10年 3 月第 7 号、13年 3 月第 3 号、16年 6 月第11号、26年 2 月第 7 号、令和 3 年 3 月第 9 号改正

目次

第 1 章 総則

第 1 節 通則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 節 通信統制官 (第 3 条—第 6 条)

第 3 節 交換室及び電送室 (第 7 条—第12条)

第 2 章 運用

第 1 節 通則 (第13条—第16条)

第 2 節 県内通話 (第17条—第23条)

第 3 節 指令通話 (第24条—第30条)

第 4 節 県内電報 (第31条—第40条)

第 5 節 加入電話 (第41条—第43条)

第 6 節 警察通報用電話等 (第44条・第45条)

第 3 章 雑則 (第46条—第50条)

附則

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めのあるもののほか、奈良県警察における警察有線通信（以下「有線通信」という。）の正常かつ能率的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 警察署等 警察署、警察本部第二庁舎（以下「本部第二庁舎」という。）、生活安全部地域課鉄道警察隊、刑事部科学捜査研究所、交通部運転免許課、交通部高速道路交通警察隊及び警察学校をいう。
- (2) 警察署長等 警察署長、本部第二庁舎統括官、生活安全部地域課鉄道警察隊長、

刑事部科学捜査研究所長、交通部運転免許課長、交通部高速道路交通警察隊長及び警察学校長をいう。

- (3) 交番等 幹部交番、交番、駐在所、警備派出所、連絡所、検問所及び交通検問所をいう。
- (4) 交換室 電話交換装置（以下「交換装置」という。）及び交換取扱者の総体をいう。
- (5) 電送室 模写電送装置（以下「電送装置」という。）及び電報取扱者の総体をいう。
- (6) 通信取扱者 交換取扱者及び電報取扱者をいう。
- (7) 県内通話 内線通話及び県間通話以外の通話をいう。
- (8) 指令通話 有線一斉指令装置によって2以上の警察署等又は交番等に対し、一斉に行う通話をいう。
- (9) 県内電報 奈良県警察の管轄区域内で発着する電報をいう。
- (10) 有線保全室 電話の試験及び障害修理を任務とする近畿管区警察局奈良県情報通信部（以下「情報通信部」という。）の組織をいう。

第2節 通信統制官

（通信統制官の指定）

第3条 有線通信の効率的な運用を図るため、警察本部（以下「本部」という。）及び警察署等に通信統制官を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部 警務部施設装備課長
- (2) 警察署等 警察署長等

（通信統制官の任務）

第4条 通信統制官は、有線通信の統制管理に関し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 至急通話、定時通話、長時通話、至急指令及び至急電報の発信の承認
- (2) 通信使用方法の適否の審査及び通信の円滑を図るための必要な措置

2 通信統制官は、有線通信の運用に関し、通信部長と緊密な関係を保つものとする。

（本部通信統制官の任務の委任）

第5条 本部の通信統制官（以下「本部通信統制官」という。）は、有線通信の統制管理に関する業務のうち、指令通話及び県内電報に関する業務を生活安全部通信指令課長に委任することができる。

（通信統制官等の業務の代行）

第6条 通信統制官又は通信統制官の任務の委任を受けた者は、必要があるときは、そ

の業務の一部をあらかじめ指定した者に代行させることができる。

第3節 交換室及び電送室

(交換室及び電送室の呼称)

第7条 交換室の呼称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部 本部交換室
- (2) 警察署等 交換室にそれぞれの所属名を冠する。

2 電送室の呼称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部 本部電送室
- (2) 警察署等 電送室にそれぞれの所属名を冠する。

(交換長)

第8条 本部交換室に交換長を置き、警務部施設装備課有線通信係長をもって充てる。

(交換長の任務及び留意事項)

第9条 交換長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 回線の運用状況の把握及び通話の疎通に関すること。
- (2) 交換取扱者の指導及び教養に関すること。

2 交換長は、業務の効率的な運用を図るため、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 交換装置の点検及び整備に当たること。
- (2) 通話の疎通状況に異常を認めたときは、直ちにその旨を本部通信統制官に報告するとともに、情報通信部機動通信課長に通報すること。

第10条 削除

(通信取扱者の留意事項)

第11条 通信取扱者は、その業務を行うに当たって、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 交換室及び電送室には、関係者以外の者をみだりに入室させないこと。
- (2) 電報の授受を明確にし、取扱上の責任の所在を明らかにすること。
- (3) 不完全な受信電報で必要のないものは、確実に裁断又は焼却すること。

(通信使用上の留意事項)

第12条 警察職員は、有線通信を使用するに当たって、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事案の内容、緩急等を勘案して、最も効果的な通信方法を用いること。
- (2) 通話は簡潔かつ明りょうに行い、通話時間の短縮に心掛けること。
- (3) 通話の申込みに当たって、着信者の電話番号が2以上あるときは、そのすべてを

告げること。

- (4) 通信機器は丁寧に取り扱い、不注意等により破損しないこと。

第2章 運用

第1節 通則

(通信制限)

第13条 通信統制官は、天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「異常時」という。）及び警衛、警護、警備実施等により、著しく通信がふくそうし、重要な通信に支障があると認められるときは、通信制限を行うものとする。

(通信の優先順位及び運用時間)

第14条 県内通話、指令通話及び県内電報（以下「通話等」という。）の取扱い順位及び運用時間は、次表に掲げるところによるものとし、同一種類の通話は、交換室又は電送室における受付順位によるものとする。

取 扱 い 順 位	通 話 等 の 種 類	運 用 時 間
第 1 順 位	至 急 指 令	常 時
第 2 順 位	至 急 電 報	〃
第 3 順 位	定 時 通 話	〃
第 4 順 位	至 急 通 話	〃
第 5 順 位	普 通 指 令	〃
第 6 順 位	普 通 電 報	09：00～10：00 15：00～16：00
第 7 順 位	普 通 通 話	常 時

- 2 警察電話要則（昭和42年5月警察庁訓令第4号。以下「電話要則」という。）第38条（通話の割込接続）の規定は、現に通話又は送信中の電報に優先して取り扱う通話等がある場合の割り込みについて準用する。この場合において、「府県等交換室」とあるのは「交換室又は電送室」と、「通話」とあるのは「通話等」と読み替えるものとする。

- 3 電話要則第39条（通話の取扱いの順位の繰下げ）の規定は、通話等の取扱い順位の繰下げについて準用する。この場合において、「府県等交換室」とあるのは「交換室又は電送室」と、「通話」とあるのは「通話等」と読み替えるものとする。

(時刻の表示)

第15条 有線通信の取扱いに使用する時刻の表示は、24時間制によるものとする。

（部外使用の禁止）

第16条 有線通信は、警察職員及び法令により使用することが認められている者以外の者に使用させてはならない。

第2節 県内通話

第17条及び第18条 削除

（至急通話の発信手続）

第19条 異常時等により通信制限が行われている場合において、本部及び警察署間における至急通話、定時通話及び長時通話（第3項において「至急通話等」という。）を発信しようとする者は、通信統制官に申し出て、承認を受けなければならない。

2 通信統制官は、前項の申出を受けたときは、県内通話承認簿（別記様式第1号）に所定の事項を記入するとともに、交換長又は交換取扱者に次に掲げる事項を通知し、円滑な通信の保持に支障がないかどうかを確認の上承認するものとする。

- （1） 通話の種類
- （2） 発信者の電話番号及び氏名又は職名
- （3） 着信者の電話番号
- （4） 定時通話の場合は、通話を行う時間帯
- （5） 長時通話の場合は、予定通話時間

3 至急通話等を発信しようとする者は、第1項の承認を受けたときは、交換室にその旨を告げて通話を申し込むものとする。

（自動即時扱いの通話の発信）

第20条 電話要則第17条（通話の発信）の規定は、自動即時扱いの県内通話について準用する。

（手動即時扱いの通話の発信）

第21条 手動即時扱いの県内通話を発信しようとする者は、当該電話機に係る交換室を呼出し、着信者の電話番号等必要な事項を告げて回線の接続を求めるものとする。

（通話の打ち切り等）

第22条 電話要則第40条（通話の打ち切り）及び第41条（発信の申し出の失効等）並びに電話細目第13条（発信交換室の責任）、第15条（直通通話の接続手続）、第17条（定時通話の接続手続）、第18条（通話の終話手続）、第19条（通話の打ち切り等の手続）、第20条（通話の取扱いの順位の繰下げ手続）、第21条（通話の取消し、失効等の手続）、第22条（発信者不在の場合の再呼出し）及び第23条第2項（通話の記録）の規定は、県内通話について準用する。この場合において、電話要則第40条、第41条第1項及び

電話細目第13条中「県間通話発信交換室」とあるのは「発信交換室」と、電話要則第41条第2項並びに電話細目第15条、第17条、第18条、第20条及び第23条第1項中「府県等交換室」とあるのは「交換室」と、電話細目第23条第2項中「県間通話取扱簿（別記様式第2号）」とあるのは「県内通話取扱簿（別記様式第2号）」と読み替えるものとする。

（中継通話の接続）

第23条 交換室は、中継通話を接続する場合は、次の順序により行わなければならない。

- （1） 発信交換室は、受付手続を終ったときは、中継交換室に受付けた旨を通知する。
- （2） 中継交換室は、当該中継通話の取扱いの順序がきたときは、回線を接続し、発信交換室にその旨を通知する。
- （3） 発信交換室は、電話細目第15条（直通通話の接続手続）に準じて通話の接続を行う。

第3節 指令通話

（指令通話の種類及び区分）

第24条 指令通話の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 至急指令 重要事件発生時の手配その他緊急を要する場合に、発信者が「至急」と指定した指令通話
- （2） 普通指令 前号以外の指令通話

2 指令通話の区分は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 本部指令 本部から警察署に対して行う指令通話
 - （2） 署指令 警察署から本部及び警察署に対して行う指令通話
 - （3） 自署指令 警察署から管内の交番等に対して行う指令通話
 - （4） 全派指令 本部から一部の警察署及びその管内の交番等に対して行う指令通話
- （至急指令の発信）

第25条 至急指令を発信しようとする者は、あらかじめ通信統制官の承認を受けなければならない。

2 通信統制官は、至急指令の発信の承認を求められたときは、事案の内容を勘案し、至急指令としての発信の適否について審査するものとする。

（指令通話の発信申込手続）

第26条 指令通話の発信は、指令通話、県内電報申込票（別記様式第3号。以下「申込票」という。）に所定の事項を記載し、指令通話文を添付して通信指令課又は通信室（以下「指令課等」という。）に申し込むものとする。

（指令通話の受付及び送信処理）

第27条 指令課等は、指令通話の発信の申込みを受けたときは、次により処理しなければならない。

- (1) 至急指令の場合は、通話統制官の承認の有無を確認すること。
- (2) 申込票に所定の事項を記入し、指令装置を操作して所定の指令課等を呼び出すこと。
- (3) 送信は、原則として発信者又はその代人に直接行わせること。
- (4) 送信が終了したときは、受信確認を行うとともに申込票に所定の事項を記入の上ファイルすること。

第28条及び第29条 削除

(緊急事案発生時の特例)

第30条 指令課等は、緊急事案が発生したときは、第25条、第26条及び第27条第1号の取扱手続を省略して指令通話を行うことができる。この場合、事後速やかに次に掲げる事項を申込票に記載し、通信統制官に報告しなければならない。

- (1) 事案名（件名欄に記載）
- (2) 送信開始及び送信終了時間
- (3) 取り扱った指令通話の数及び参考事項（備考欄に記載）

第4節 県内電報

(県内電報の種類)

第31条 県内電報（以下「電報」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 至急電報 重要事件発生時の手配その他緊急を要する場合に、発信者が「至急」と指定した電報
- (2) 普通電報 前号以外の電報
(至急電報の発信)

第32条 至急電報を発信しようとする者は、あらかじめ通信統制官の承認を受けなければならない。

- 2 通信統制官は、至急電報の発信の承認を求められたときは、事案の内容を勘案し、至急電報としての発信の適否について審査するものとする。

(電報用紙)

第33条 電報は、原則として電報用紙（別記様式第4号及び別記様式第5号）により発信するものとする。

(電報作成上の留意事項)

第34条 電報文は、次に掲げる事項に留意するとともに、簡潔かつ明りょうに作成しなければならない。

- (1) 文字、数字、記号、符号等は、濃い黒、赤又は紺色を用いること。
- (2) 文字、数字、記号、符号等は、3号活字以上、線の太さは0.3ミリメートル以上とすること。
- (3) 字間隔及び行間隔は、必要以上空けないこと。
- (4) 電報用紙は、折れ目又は汚れのないものを用いること。

(電報の発信申し込み手続)

第35条 電報の発信は、申込票に所定の事項を記載し、電報文を添付して電送室に申し込むものとする。

(電報の受付及び送信処理)

第36条 電送室は、電報の発信の申込みを受け付けたときは、次により処理しなければならない。

- (1) 至急電報の場合は、通信統制官の承認の有無を確認すること。
- (2) 電報及び申込票に所定の事項を記入し、送信時間を発信者に告げること。
- (3) 電報には、1から999までの一連の発信番号を付けること。
- (4) 電報の送信が終了したときは、受信確認を行い、申込票に所定の事項を記入の上ファイルすること。
- (5) 送信が終了した電報の原紙は、経過を明らかにして発信者に返却すること。

(不完全受信電報の追完)

第37条 受信電送室は、電報が不完全受信になった場合において、その部分がわずかであるときは、送信電送室に連絡し、不完全受信か所の追完を行うものとする。この場合において、不完全か所を「付せん書き」、「たどり書き」又は「傍書」により補修し、追完したことを当該電報余白に表示しなければならない。

(送受信中の措置)

第38条 電送室は、第14条の規定により、その電報に優先して取扱う通話等がある場合は、現に送信中のページの終了をまって取扱うものとする。

(電報の交付手続)

第39条 電送室は、電報を着信者に交付しようとするときは、電報交付処理簿（別記様式第6号）に所定の事項を記入し、電報の授受の状況を明らかにしておかなければならない。

2 休日又は勤務時間外に受信した電報は、当直長に交付しなければならない。

(秘密文書の取扱い)

第40条 秘密文書を送受信する場合は、奈良県警察文書規程（昭和43年12月奈良県警察本部訓令第22号）第73条の規定に基づき、慎重に取扱わなければならない。

第5節 加入電話

（加入電話の使用）

第41条 加入電話を使用することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電話がない場合又は加入電話への通話を必要とする場合
- (2) 電話に障害がある場合
- (3) その他やむを得ない理由がある場合

（市外通話等の取扱い）

第42条 加入電話によって市外通話又は託送電報（以下「市外通話等」という。）を発信しようとする者は、市外通話等発信申込票（別記様式第7号）に所要の事項を記載し、交換室に申し出るものとする。

2 交換室は、市外通話等の発信の申し出を受けたときは、接続の手続をとらなければならない。

3 交換室は、市外通話等が終了したときは、料金を算定し、市外通話等発信簿（別記様式第8号）に所要の事項を記載しなければならない。

（緊急通信の発信手続）

第43条 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条の規定に基づく緊急通信を発信しようとする者は、所属長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により所属長の承認を受けることができない場合は、この限りでない。

2 前項の発信手続は、前条の規定を準用するものとする。

第6節 警察通報用電話等

（緊急通報）

第44条 警察に対して行われる緊急通報（以下「緊急通報」という。）の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察通報用電話（110番）
- (2) 非常通報（コールサイン）

（緊急通報を受けた場合の措置）

第45条 緊急通報を受けた者は、必要な警察活動が速やかに行われるよう迅速かつ確実な報告、指令等の措置を講じなければならない。

第3章 雑則

（回線試験）

第46条 交換長は、次の各号に掲げるところにより回線試験を行い、その結果を交換室勤務日誌（別記様式第9号）に記録しなければならない。

- (1) 本部交換室と警察署等の交換室間の回線 本部交換室主宰の下に毎日 9 時30分
 - (2) 本部交換室と通信指令課間の直通回線 毎日 9 時30分
- (障害等の措置)

第47条 交換長及び警察署等の交換取扱者は、前条の回線試験の結果、障害若しくは異常を認知したとき又は自交換室に所属する電話設備の障害若しくは異常の通報を受けたときは、通信統制官に報告するとともに有線保全所に連絡しなければならない。

2 交換長及び警察署等の交換取扱者は、障害又は異常の回復通知を受けたときは、前項に定めるところに準じて報告を行うとともに、交換長にあっては交換室勤務日誌にその経過を記録しなければならない。

3 電報取扱者は、自電送室の電送設備に障害又は異常を認知したときは、前2項に準じて措置しなければならない。

(有線施設機器の亡失等の報告)

第48条 所属長は、有線施設機器を亡失又は破損したときは、奈良県警察国有物品管理規則（昭和39年10月奈良県公安委員会規則第6号）の定めるところにより直ちに報告しなければならない。

(有線施設の新設等)

第49条 所属長は、有線施設の新増設、変更等を必要とするときは、緊急事案発生の場合を除き使用開始の1か月前までに本部長に申請しなければならない。ただし、簡易なものについては15日前までとする。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 有線施設の種類及び数
- (2) 設置場所
- (3) 運用開始の期日又は期間
- (4) 必要とする理由
- (5) 付近略図及び施行に必要な平面図（移設の場合は新旧対照のもの等）

(備付簿冊)

第50条 通信統制官、交換長及び電報取扱者は、それぞれ次表に掲げる簿冊を備え付け、正確に記録整理しておかなければならない。

区分 簿冊の名称	通信統制官	交換長	電報取扱者	様式	備考
	県内通話承認簿	○		別記様式第1号	

県内通話取扱簿		○	別記様式第2号	
市外通話等発信簿		○	別記様式第8号	
交換室勤務日誌		○	別記様式第9号	本部交換室用
県内電報交付処理簿		○	別記様式第6号	

2 前項の簿冊は、保存区分を1年とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和52年12月5日から施行する。

(関係規定の一部改正)

2 奈良県警察文書規程（昭和43年12月奈良県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （昭和58年9月30日本部訓令第13号）

この訓令は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 （昭和59年12月6日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和59年12月6日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附 則 （昭和60年10月17日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則 （昭和62年3月30日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 （平成4年5月18日本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年5月18日から施行し、平成4年3月13日から適用する。

附 則 （平成6年11月10日本部訓令第19号）

この訓令は、平成6年11月10日から施行する。

附 則 （平成7年12月7日本部訓令第32号）

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 （平成9年8月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成9年8月28日から施行する。

附 則 （平成10年3月19日本部訓令第7号）

この訓令は、平成10年3月25日から施行する。

附 則 （平成13年3月22日本部訓令第3号）

この訓令〔中略〕は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年 6 月 1 日本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （平成26年 2 月 24日本部訓令第 7 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年 3 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和 3 年 3 月 23日本部訓令第 9 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月 26日から施行する。

別記様式第1号（第19条関係）

県 内 通 話 承 認 簿

[illegible]

別記様式第 2 号（第22条関係）

県 内 通 話 取 扱 簿

月 日	通話の種類			取 扱 者	発 信			着 信		受付分	通 話 日時分	扱 者 番 号	定時通話交換証 作 成 月 日		備 考
	至 急	定 時	長 時		交 換 室 名	電 話 番 号	氏 名 (職 名)	交 換 室 名	電 話 番 号				月 日	月 日	
											自 至		月 日	月 日	
													月 日	月 日	
													月 日	月 日	
													月 日	月 日	
											自 至		月 日	月 日	
													月 日	月 日	
													月 日	月 日	
													月 日	月 日	
											自 至		月 日	月 日	
													月 日	月 日	
													月 日	月 日	
													月 日	月 日	

別記様式第 3 号（第26条関係）

☐ 指 令 通 話 申 込 票
☐ 県 内 電 話 報

◎電報一通につき一枚添付下さい。
◎発信者は右太線枠内にお書き下さい。

申込年月日		年 月 日		発信番号	整理番号		通信統制官印	
電報種類		普通	至急	F No.	保 存 分		保 区	
枚 数		枚	文書番号		日付			年 月 日
発信者名				着信者名				
件 名								
発信者または発信者の代理人		(所属)		(氏名)		(電話番号) ㊟		

◎至急指令、至急電報以上のものは、通信統制官の承認を受けてください。

◎通信指令室又は電送室が記入すること。
送 信 処 理 票

受付時間		年 月 日		受付者印		送信担当者		課長補佐印 指令担当	
相手通信室および受信確認	本 部		留 管		送 信 日				
	第 二 舍				開 始	終 了			
	鉄 警				時 分	時 分			
	運 免								
	高 速								
	奈 良		桜 井		原 書 返 却 日 時 分		月 日 時 分		
	奈良西		檀 原		原書受領者		(所属) (氏名) ㊟		
	生 駒		高 田						
	郡 山		香 芝		返 却 者				
	西 和		五 條						
天 理		吉 野							
備考									

別記様式第4号（第33条関係）

県内電報用紙 (1)

[illegible]

(注 意)

※印欄は書かないこと。
用済後廃棄する文書は、件名、通達種別の次に、「用済廃棄」と表示すること。
文字は黒、「ブリュールブック」インクまたは濃い鉛筆で太く鮮明に書くこと。
文字の間隔は、なるべくつめて、また行を最も有効に使って書くこと。
文字の大きさは、この用紙に印刷してある大活字（四号）程度大に書くこと。

別記様式第5号（第33条関係）

県内電報用紙 (2)

[illegible]

別記様式第6号（第39条第1項関係）

電 報 交 付 処 理 簿

[illegible]

市 外 通 話 等 発 信 申 込 票

所 属 長	
-------------	--

年 月 日

受 付		扱 者		公	私	
発 信 者	課		着 信 者			
	番					
	氏 名					
始 話		扱 者		終 話		扱 者
通話時間		扱 者		料 金	円	
備 考						

別記様式第8号（第42条第3項関係）

市 外 通 話 等 発 信 簿

[illegible]

別記様式第 9 号（第46条関係）

交換室勤務日誌 年 月 日 曜日		課 長	次 席	課長補佐	交 換 長	係
勤 務 員			当 直 員	日 直		
				宿 直		
				休 暇 等		
回 線 試 験	管 区 局					
	警 察 署 等					
	通信指令課					
取 扱 事 項						